

東邦大学学生又はその保証人の氏名、本籍、住所等の変更に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、東邦大学学則第15条に規定する学生又はその保証人の氏名、本籍、住所等の学生の身上に関する記録事項（以下、「身上情報」という。）に関し、変更に係る取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この申し合わせにおいて「学生」とは、学位取得を目的として、学部・研究科に在籍する者をいう。

(身上情報)

第3条 この申し合わせで取り扱う身上情報は、次のとおりとする。

- (1) 氏名（フリガナ及びローマ字を含む。）
 - (2) 生年月日
 - (3) 性別
 - (4) 本籍地の都道府県（外国籍の場合は国籍等）
 - (5) 住所及び電話番号
 - (6) 保証人の氏名（フリガナを含む。）、学生との続柄、住所及び電話番号等
 - (7) 学費負担者の氏名（フリガナを含む。）、学生との続柄、住所及び電話番号等
- 2 前項のうち、第1号から第4号までについては、戸籍（外国籍の場合は、住民票、在留カード等をいう。以下同じ。）の記載のとおりとする。ただし、学生証、各種証明書、学生名簿、学内各種電算システム及び学位記の氏名表記について、氏名に旧字体、異体字、俗字等が含まれている場合、機械処理上表記可能な文字に置き換えて表記することがある。また、漢字使用国等において置き換えができない場合は、在留カード、パスポート等の表記によるものとする。
- 3 住民票記載の通称名または住民票記載の旧姓がある場合は、戸籍名、住民票記載の通称名、住民票記載の旧姓からいずれか一つを選び、氏名として使用することができる。
- 4 住民票記載の通称名または住民票記載の旧姓の使用に際し、戸籍の記載との相違の説明については、当該学生が自己の責任において行うものとする。

(身上情報の管理)

第4条 前条第1項に掲げる身上情報の管理は、大森学事部および習志野学事部において行い、学事統括部がこれを支援する。

(氏名の取扱い)

第5条 身上情報として記録する氏名は、入学手続をした時点のものとする。

(身上情報の変更)

第6条 第3条第1項各号の身上情報を変更した場合は、学生本人が氏名、本籍、住所等変更届（別紙様式1）に必要な応じて確認できる公的証明書を添付し、学部長または研究科長（以下、「学部長等」という。）に届け出なければならない。

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、通称名の使用を希望する場合は、第7条の手続を経た上で変更できるものとする。

(通称名の使用)

第7条 第3条第2項から3項の規定にかかわらず、戸籍または住民票の記載と異なる通称名の使用を希望する者は、通称名使用願（別紙様式2）に確認できる書類を添えて、

学部長等に願い出るものとする。なお、未成年者は予め、保護者の同意を得ることとする。

2 学部長等は、学生からの願い出に基づき、必要と認められる場合は通称名使用を許可する。

3 通称名の使用に際し、認められた通称名と戸籍の記載との相違の説明については、当該学生が自己の責任において行うものとする。

4 通称名使用の申請をして承認された学生は、原則として、戸籍または住民票の記載以外の氏名に再び変更することはできない。また、通称名から戸籍の記載に変更した学生は、原則として、通称名に再び変更することはできない。

(その他)

第8条 この申し合わせにより難い特別な事情があると学部長等が認め、学長が許可する場合は、別段の取扱いをすることができる。

(改廃)

第9条 この申し合わせの改廃は学長・学部長会議の議を経て学長が決定する。

附 則

この申し合わせは、令和2年4月1日より施行する。

氏名、本籍、住所等変更届

(様式1)

学部長・研究科長 殿

西暦 年 月 日

学籍番号		生年月日	
学部・研究科	学科・専攻	学年	フリガナ
			氏名 (印)
保証人氏名〔学生が未成年の場合のみ記入〕			(印)

次の通り変更となりますので、届出いたします。

異動 (変更)日		変更理由
-------------	--	------

●変更の発生した項目について変更前・後ともに記入してください(変更のない項目については記入不要)。

		変更前	変更後
学生	氏名	フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ (印)
		添付書類〔該当するものに○〕: 戸籍謄(抄)本 ・ 住民票写 ・ その他()	
	性別		
		添付書類〔該当するものに○〕: 戸籍謄(抄)本 ・ 住民票写 ・ その他()	
本籍地			
		添付書類〔該当するものに○〕: 戸籍謄(抄)本 ・ 住民票写 ・ その他()	
住所および 電話番号	住所:	住所:	住所:
	TEL:	TEL:	TEL:
保証人	氏名	フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ (印)
	続柄		
	住所および 電話番号	住所: TEL:	住所: TEL:
学費負担者	(<input type="checkbox"/> 保証人・ <input type="checkbox"/> 学生本人)と同じ。〔該当する場合、 <input type="checkbox"/> 欄に <input checked="" type="checkbox"/> 印し、以下記入不要。〕		
	氏名	フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ (印)
	続柄		
	住所および 電話番号	住所: TEL:	住所: TEL:

注

1. 捺印漏れのないよう、注意してください。
2. このデータは同窓会、東邦大学教職員組合、東邦大学青藍会事務局において資料発送等の際にも使用されます。
3. 本書類の受理後、安否確認サービスの登録情報等を各自で更新してください。

※事務使用欄

学部長			

通称名使用願

(様式2)

学部長・研究科長 殿

西暦 年 月 日

学籍番号		生年月日	
学部・研究科	学科・専攻	学年	フリガナ
			氏名 (印)
保証人氏名〔学生が未成年の場合のみ記入〕			(印)

以下の通り通称名を使用したいので、ご許可願います。なお、通称名と本名との認証に関しては、私の責任において行います。

通称名	フリガナ (氏)	(名)
	ローマ字	

●通称名使用を希望する理由〔以下該当する口に☑印〕

	理由	必要な添付書類
<input type="checkbox"/>	①婚姻、または養子縁組等により改姓したが、旧姓の使用を希望するため	現在の本名と旧姓が判別可能な公的証明書(戸籍謄本、戸籍抄本、パスポート等)
<input type="checkbox"/>	②その他〔以下に理由を記入。〕	理由の正当性を補足するもの

②その他の場合の理由:

注

- 捺印漏れのないよう、注意してください。
- 申請学生は、学部長(研究科長)承認後の写しを卒業まで大切に保管してください。
- 住民票に記載された旧姓または通称名を氏名として使用する場合は、本書類ではなく「氏名、本籍、住所等変更届」を提出ください。
- 各種証明書、学位記は原則通称名で発行されます。ただし、国家試験、教員免許状申請、公務員採用試験の受験にあっては、戸籍名での証明書の提出が必須となっています。事務窓口で相談の上、手続きを行ってください。
- 日本学生支援機構奨学金等の学生銀行口座への振込みの際、口座名義が一致しないと振込みができません。
- その他、通称名と本名(戸籍名)との認証に関しては、本人の責任において行ってください。
- 通称名使用の申請をして承認された学生は、原則として、戸籍名以外の氏名に再び変更することはできません。また、通称名から戸籍名に変更した学生は、原則として、通称名に再び変更することはできません。通称名から戸籍名に変更する場合は、「氏名、本籍、住所等変更届」を提出してください。
- このデータは同窓会、東邦大学教職員組合、東邦大学青藍会事務局において資料発送等の際にも使用されます。
- 本書類の受理後、安否確認サービスの登録情報等を各自で更新してください。

※事務使用欄	学部長				